

部落解放研究所おしらせ

第七回 研究員会議 部門別会議の報告

啓発運動部門会議報告

加藤 敏 明

啓発・運動部門の報告をさせて頂きます。

昨日の部門会議のテーマは、「『地対協意見具申』の積極面をどのように具体化していくか」ということで話し合いました。いろいろな分野で奮闘されている方に当面の政策的な課題について提起させて頂きました。

先ず、行政の課題につきまして、豊中市の「同和」対策部長の山田さんの方から提起させて頂きました。最初に指摘された点は、この意見具申の積極面を具体化してい

く為に、国に対する要求を強めていくという点です。特に、啓発事業を進めていくのに制度的な、あるいは財政的な裏づけというものを求めていく、ということが指摘されました。それから、二つ目に啓発の方法の中で、従来、研修会あるいは映画会といった人を集団的に集めて研修するという方法がとられていたわけですけれども、それと合わせて個人が学習しようと思えばいつでもできるような機会というものをもう一つ作っていく必要があるのではないかと。例えば、ビデオを製作してそれを貸し出す

など条件を整える必要があることが指摘されました。

啓発の実施主体についても、啓発を推進していくための行政組織のあり方を検討していく必要がある。行政がもっている啓発機能というのは、様々な分野（広報、職員研修、同対室、社会教育等）にまたがっており、各々の独自性を更に発展させながら、しかも統一的に推進していくための機構づくりという観点から「人権啓発室」というものを位置付けてやる必要があるという提起がありました。

「社会教育の課題」と題して繁内先生（島上高校校長）から問題提起をいただきました。啓発の方向という点で、部落問題を

人権問題の中に解消させるといった最近の傾向に注意せねばならないということがまず指摘されました。

次に、社会教育行政として理論的に整理していかねばならない課題が具体的に指摘されました。特に、住民の自発性と行政の指導性というものをどのように統一していくのかということが指摘されました。続いて「市民団体の課題」として堺市人権協の泉谷さんから提起を受けました。先ず、府下の市町村にバラツキがあり、事務局体制の強化の必要が指摘されました。二つ目に、予算の問題として、人権協の予算が「同和」予算としてくまれている所と、一般予算としてくまれている所とがあるが、基本的には人権協の予算は一般予算の中に位置付けていくべきではないかということが指摘されました。さらに、人権協に加入していることが即、人権問題にとりくんでいるかのような、いわば人権協を隠れみのにするようなことはあってはならない。そのため、各々の団体の中に部落問題を位置づけ担当する人を位置付けていく必要があることが指摘されました。

「宗教者の課題」として、研究所の宗教部会幹事の松根さんから宗教者が今、確認すべき基本的な姿勢として、ひとつは、宗教者が解放運動を政争の具としないということを指摘されました。もうひとつは身元調査の問題です。

昨年三月に浄土真宗本願寺派が行った身元調査にかかわるアンケートでもかなりの数が上がってきており、お寺が興信所や探偵社が身元調査をする際の重要な情報源になっていることは明らかであり、宗教教団としても身元調査をなくしていく取り組みを更に強化していく必要があることが指摘されました。三つ目に悪しき「業思想」を克服していくことが指摘されました。

企業の課題として、大阪同連相談役の香野さんの方から提起をして頂きました。先ず『地対協意見具申』の問題として、「公正な採用選考」が唱われているが、公正な採用選考で事足りれりとするのではなく採用された後、職場における人間関係、働き易い本場に明るい職場になっているかどうか問題にされなければならぬことが指摘されました。意見具申の積極面で特に企

業の課題として事業主あるいは、事業主団体の啓発が指摘されている点は重要だが、誰がどのようにするのか触れられておらず国の指導性が重要であることが指摘されました。次に、企業内の同和問題研修推進委の位置づけについては、極めて曖昧であり、この推進委が積極的に職場内の研修を進めることを明確にし、しかも伸び伸びとやれる条件をつくっていく必要がある。更に、啓発の評価の方法をもっと研究する必要がある。教材の研究についてもカリキュラム基準の作成・教材づくりの必要性、その際地域性、企業の実態を考慮する必要があることが指摘されました。

更に労働組合の課題として、部落解放共闘の事務局次長の藤原さんの方から、部落解放共闘に入っているということで差別事件の冤罪符のような傾向が労働組合の中にみられ、労働組合自身、労働者同志の中にある差別意識を克服していくことがまず指摘されました。次に労働組合の体制の問題として、労働組合の中に人権問題、部落問題担当の専任の委員を配置していく必要がある。研修の内容では、隣接した部落との

交流が大事であり、講座、学習会だけでなく、部落に足を運び、目で見、部落の労働者や大衆運動の活動家と交流することが大事であることが指摘されました。

労働組合と部落解放運動の課題という点で狭山差別裁判糾弾闘争を労働組合としてもっととりくむ必要があることが指摘され、特に「雑木林の保全」の必要性が提起されました。又、今日、労働者もたさされている意識の中に①ねたみ意識、②部落は恐いという意識、③またかという意識があるが、これをどのように変えていくのかが大きな課題として指摘されました。

マスコミの課題としてはマスコミ部会長の田結荘さんから文字離れの傾向に対しテレビ媒体の活用を考えていく必要があることが一点、更に見てもらえるための時間帯の問題、中央局への持ち込み、広告代理店への働きかけの必要性が指摘されました。討論では、映画製作について、誰が見るのか対象を絞ること、実際に部落に足を運び部落差別の現実を感覚的にも把えて取材することを指摘されました。更に見てもらうために宣伝を活発にすること、放映の時

間帯をよくする努力、第二次使用—上映運動の展開、映画教育の理論の研究の必要性が指摘されました。また、マスコミ、企業

人権・行政部門会議報告

萩田哲男

部落解放基本法を中心に論議を行いました。森井先生から提起された差別規制法と基本法の整合性について、規制法は取り締まるべき差別事象について限定しているが、限定しないと法は、国家権力の側面と人民の要求を通していくという両側面があり、法がひとり歩きし国家権力が全面に出る危険性があります。取り締まるべき事項を限定し、厳密に規定しておく必要があります。基本法と規制法を独立した法律にすることで、基本法と規制法の整合性がとれなくとも立法技術上問題はありません。

次に、人権確保基本法と部落解放基本法について、人権確保基本法が制定されれば、あらゆる差別を対象にし、人権を確保するところで整合性がとれますが、あ

における啓発活動の強化において、トップの姿勢と組織的な保障が重要であることが指摘されました。

あらゆる差別とした場合、内容によって要求やめざるべき方向なりが異なっているのが非常に困難であります。将来的には、人権全体についての法律を検討していかねばなりません。現状においては部落解放基本法にほり要綱をまとめました。

更に、部落解放基本法の内容としては、宣言法と事業法で良いのではないかとこの質問に対して、啓発法は是非についての議論を行いました。法がないものにおいては、糾弾・啓発が行われていますが、具体的問題として部落地名総鑑を所持している業者に、行政が立ち入り検査をおこなおうとしても、業者側が居直り指導もできないような状況の下では法が必要とされるし、啓発についても「特措法」があります。国の

予算は少ないし法的根拠と予算措置はあった方がよいのです。啓発法を法律にするかどうかは別にして、もし込むことは非常に重要であることが論議されました。もう一つ、「特措法」強化改正の時に議論しましたが、啓発事業という点でもり込むことは可能ですが、事業に限定されてしまわず、啓発には幅広い措置が必要とされ、事業法で限定するのではなく、啓発法で幅広い措置をとらせることをもり込む必要がありそうです。

規制法の関係で、法律が運動の足引っぱりをしないよう、大阪の「興信所・探偵社規制条例」のように警察権力を介入させない規制方法が考えられます。権力に悪用されることのない規制法を考えていく必要があります。法がひとり歩きする危険性を封じこめるとともに法ができたからすべてを権力にまかせるといいうのではなく、我々の運動の力で更に規制法の中味を充実していく取り組みが必要です。

大阪の「興信所・探偵社規制条例」に対して、全解連は「解放同盟に糾弾権を法的に保障するものであり、全府民が糾弾の側

にさらされるものである」とキャンペーンをはっていますが、具体的に罰則を与えられるのは業者です。裁判の際の証人の場合でもプライバシーの保護は可能です。

もう一つの問題として、同和地区の所在を明らかにしないことになっていますが、啓発や事業を行っていく上で必要なものまで規制の範囲にはいるのかどうかという意見がでしたが、決してそうではありません。部落解放を行おうとする観点からの必要なものは、規制の対象ではありません。更に注意すべき点は、条例ができたとしても「あとおい行政」になる危険性があるということです。行政指導を重視し、この条例が制定されるので、行政指導を拒否した場合をはじめと告訴し、罰則をうけるのですが、行政がそれをしないで即裁判に訴えて「あとおい行政」の危険性があるので、そうならないよう積極的に条例の主旨をおさへ、取り組みなければなりません。

国際的な人権潮流から見ると、規制というのも不十分であるという見方が大勢を占めている、それは結果に対して後をおうと

いう形になっているので、そうではなく結果をまねく根本をとり除くという方がよい形であるので、啓発や教育により以上に力を注ぐ方向がうち出されています。差別事件や差別発言を野放しにしたまま、啓発や教育をというのではなく、差別事件に対してはまず規制し、その上で将来は「規制など必要としない」規制しなくても差別事件をおこさないような、人権意識を高める啓発や教育に積極的に取り組む方向です。

解放同盟は、一九六七年部落解放対策特別措置法案を発表していますが、この草案の内容は宣言法と事業法が中心になっていますが、基本法的性格を明確にうち出しており、今日時点でこの研究を進めていかなければなりません。

最後に、基本法制定の方向で今後とも研究者として、論議をしていくことが重要であり、検討委員会の案についてもより前進をさせていき、「地対法」以後の法のあり方を明らかにしていく課題にとりくむことです。

教育・地域部門会議報告

前川 実

教育・地域部門会議は、ひとつには、第二次解放教育計画検討委員会のとりくみについて、二つめには、大阪の解放教育運動10年の総括の上になつた、今後の地域における教育改革運動の課題について、をテーマにして、報告にもとづく論議を行なっています。

まず教育検討委各部会の討議の経過ですが、総論、大学部会では、全体的な総括を山中多美男氏（現中央本部教育対策部長）からつけ、その後、各地区からの報告として、日之出、矢田、松原、貝塚、茨木から報告をいただき討議し、「中間報告」の形でのまとめとなりました。現在は、「最終報告」になり、大学における同和教育の現状や改革に向けたプラン作りの論議がおこなわれています。

次に保育部会では、学力と就学前教育とのかかわりについて論議し、「中間報告」

にまとめました。今後は、子どもの発達と大人のかかわりについて、第一に保育所における保育と乳幼児のかかわりが教育的な観点で組織されているのかどうか、第二に家庭での親のかかわり方、この中で地域における子育てを運動の課題として組織していくのかという論議を深めていく予定です。特に理論的な問題としては従来のピアジェ理論（発達心理学）の再検討、という課題の提起がなされました。

小・中学校部会においては、教育現場における「促進指導」のあり方、「促進指導」を中心とした学力保障のとりくみの課題を討議しました。その中で、効果が上がったものとして、①学校のとりくみと地域のとりくみの連携、子ども会活動をどう高めていくのか、②小・中、中・高の連携、小・中・高の一貫性のある教育の体制と中身づくりの課題の重要性が明らかになりました

た。しかし、「学力保障」をさらに具体的に分析するためにも、教科ごと細かな分析、連携の必要性があり教育指導の手だてや、学力と生活のかかわりを総合的に分析する学力総合実態調査を来年度に実施することが検討されています。

高校奨学生部会においては、高校卒業後の進路の問題、高校中退者の問題、近畿統一応募用紙改訂問題、高校教育制度上の様々な問題点についての論議が行なわれてきました。とりわけ、高校における同和教育を考える際、日本の産業構造の急激な変化とも関わって、専修学校、各種学校などへ進路が多様化しつつあるが、そこでの教育のあり方を含めた形で子どもたちの進路保障という課題を深めていこう、という提起がなされました。

子ども会部会の論議の中では、学童保育的要素の強い低学年部活動と、子どもたちに自分の生き方を決めさせる高学年以上の活動を分離し、子どもたちの自律能力をどう高めていくのか、ということが課題にあげられ、子ども会指導のあり方、活動のスタイル、青少年会館事業のあり方、社会同

和教育指導員制度のあり方が論議されてい
ます。

続いて、第二の柱にかかわって、「日之
出地域の解放教育計画」について、山中多
美男氏から報告をうけました。「豊かな感
性と、高い知的能力を身につけた、自己の
社会的立場を自覚した、自立した人間」を
目的とし、部落解放の人材づくりがどこま
で進んだか、とれだけの人材が育ったかの
観点から進路状況、子ども会、高友、大友
への結集状況、地元集中受験、親の意識変
革、などの現状認識と分析がなされまし
た。その中で、最も弱い点として、①解放
の自覚の弱さ、②「学力」の低さ、③規律
のなさがあげられ、これらを克服するため
に、解放の自覚を高めるための子ども会活
動、特に指導者集団の理論的向上、親たち
の自覚の問題等を分析し、地域から子ども
を育てるということと教育の課題を受けと
めていくという提起がなされました。

討論の中で明らかになったのは、一つに
は教育臨調の動きをどう把握するのか、とい
う点について、臨教審のめざすものについ
て、「一部には「戦前への回帰」という意見

もあるが、単なる「戦前への回帰」ではな
く、もっと大きな展望をもったものである
こと。「教育の自由化」の論議の中で、文
部省の国家統制をはずす、「豊かな個性を
育てる」「つめこみ教育でなく、独創性の
ある人間をどうつくるか」など進歩的とい
われていた人の意見をとり入れて、新しい
時代に適応する教育をどうつづけていくか
が前面に出されています。それらが現状の
問題点、弱さを指摘する形ででてきている
以上、私たちの側も現状の不十分点をどう
克服していくかという観点をもち、きつち
りとした具体的な対応が必要です。日教組
の池田中執からは、臨教審がでる前から全
国の教育現場では「自由化、多様化」が先
取りされている現状も紹介され、教育現場
を変革する課題も提起されました。今、戦
後日本の経済発展をもたらした原動力であ
る教育（制度）について、諸外国から大き
な注目を集めています。そういう観点にた
って臨教審をとらえていくべきではない
か。臨教審の中では、第一部会の「教育の
自由化」に対して、第三部会や文部省も反
論しているが、両者は考え方の相異ではな

く、ただ単になわばりあらそいをしてい
るだけだ。文部省は、現行制度の中でゆっ
くりとかえていくこうとしているが、第一部
会はより急激な変革を目ざしているといっ
て、テンポのちがいがあり、同じ延長上でとら
える方が正しい。それゆえ、第一部会が「
自由化」という言葉を「個性化」という言
葉にかえますといえは、第三部会も納得し
たわけだ。

また、我々運動側の課題について、論議
がありました。教育現場の「保守化」「受
動化」をうち破り、変革するためには、学
校や子ども会の指導者に対しても、教育の
中味に関わって、どんな子どもたちが育っ
ているのかについて、地域の側が明確な要
求をもっともって打ち出すべきであるとい
う意見がだされました。

最後に、今後の第二次検討委員会のとり
くみは、3月末に最終報告をふまえた討論
集会を開催し、一応終結しますが、4月以
降は、総合的な学力実態調査を行い「低学
力」の構造的解明をめざし、特に学力と生
活との関係について分析しようと計画され
ていることを申し添えておきたいと思いま

歴史理論部門会議報告

渡辺 俊雄

す。

昨夜の部門別会議では、まず今年度の総
括と来年度の課題とについて議論しまし
た。いうまでもなく、部会活動は例会が基
本です。前近代、近現代の部会は合同の例
会をもってきましたし、解放教育史部会は
『大阪同和教育資料集』の編纂を進め、第
四巻まで刊行しました。さらに、伝承部会
も、大阪府下の民俗伝承調査の映像化に取
組むなど、活発になってきました。理論部
会についても理論的課題を検討するために
適宜に部会をもちています。このように、
各部会とも例会活動が活発になってきた
が、さらに活発化定例化させていきたいと
思います。こうした例会活動の成果は、
『部落解放研究』に日常的に反映させ発表
してききましたが、今年七月に刊行予定の第
四五号は、歴史・理論部門の特集になっ
ていますので、この企画について意見をいた

だきました。ぜひ充実したものにしたいと
思います。
また、今年十二月には大阪人権歴史資料
館がオープンしますが、その具体的な内容
について協力し、それぞれの活動の分野や
役割が重複しないように整理しながら協力
していきたいと思えます。

さらに、部落解放研究所は、大阪にある
わけですが、同時に、中央の研究所として各
地の研究所・研究会のパイプ役を果たして
ほしいという御意見もいただきました。具
体的には研究所の活動が各地の研究所に生
かされ、各地域の研究所の活動成果が大阪
の研究所をつうじて、それぞれの研究会へ
もどされていくような役割をはたしてもら
いたいということでした。すぐできる課題
もあれば難しいこともありますが、とりあ
えず紀要に各地の研究所・研究会の活動や

研究成果を紹介する欄を定期的に設けるな
ど、皆さんの御期待に答えられるようこれ
から充実させていきたいと考えています。
ついで部門別会議では、解放理論にかか
わる報告をレジュメにそって大賀さんから
うけて、討論を行いました。

大賀さんの報告の骨子は、まず明治維新
は、ブルジョア革命であり、身分と職業が
統一されているのを特徴とする封建身分は
その時点で解体されたということです。た
しかに明治以降も、華族、士族という身分
がつくられますが、これは身分と職業が分
離していて、封建身分とは、まったくちが
ったもので、「近代的身分」ないしは、日
本国憲法でいう「社会的身分または門地」
にあたるものです。ところが、国民的融合
論、あるいは講座派的な考えに立つ人は、
封建身分と明治以降の身分を区別せず、封
建的とか、絶対主義的なものとして理解を
するところに、まちがいがおきてくるとい
うわけです。

華族も明治二年にできたものは、職業と
身分がはっきりはなれている点で、それ以
前にあった封建身分とは違います。また明

治十七年にできる華族は自由民権運動を押し、反動的な国家権力を支えるものとして登場してきます。明治憲法や教育勅語にしても絶対主義的なものといわれますが、中味は近代的、ブルジョア的なものですし、それが客観的に果たした役割はといえば、帝國主義的な、反動的な日本資本主義の上部構造として機能していました。それを形式や形態だけを見て、中味をみないところから、あやまった議論が出てきます。

部落差別を見るにも、こうした観点はたいへん大事なことで、法制的にはなくなっているのが実際には残っていくのは、封建的なものとして残ったのではなく、帝國主義的な反動とかかわって利用されてきたというのが報告の主な内容でした。

部門別会議はひきつづいて討論にうつりましたが、まず明治以降の部落をどのように見るかという点で、時間をとって論議をしました。寺木さんからは、身分・職業・役負担の三つが結びついたものが封建身分の特質であると整理され、部落差別について考えても、明治には兎牛馬の勝手処理、「解放令」という過程をへて、封建身

分は解体したといえる、法制的な面だけでなく社会的な面からとらえれば、明治以降の部落もひとつの身分といっても良いのではないかという意見が出されました。身分論については、今後とも、歴史部会、理論部会できらに、追求していきたいと思えますが、ただ当面の共通した認識としては、部落問題は、封建的な残りものではなく、明治以降おこってきた近代社会における社会問題として考えるという点で確認できるのではないかといいました。

二つ目の論点は、資本主義の問題として部落問題を具体的に論証していくという作業についてです。大賀さんの報告は分析の視点を示してきたものであり、歴史の研究者としては、日本の明治以降の資本主義の発展と部落問題のかかわりを具体的に明らかにしなければならぬと思います。すでにこうした視点からの具体的な論証を行っていく研究は各地の研究所・研究会の紀要に発表されてきていますし、近現代史部会でも意識的にとりあげて報告をお願いしてきましたが、こうした実証的研究をふまえて、国民的融合論との論争に結着をつける

ことが今後の課題となるでしょう。

三つ目に、最近の国民的融合論の動向についてです。この点についてはすでに大賀さんから別の稿で杉之原寿一氏、河村望氏などの融合論内部の論議、動搖についてふれられています。一番新しい『部落問題研究』(第八二輯)でも、河村氏は「部落問題は反独占の課題である」と述べ、近代社会が発展するにつれてしだいに解消するようものとしてとらえるのはまちがいであり、他の差別は残っても部落差別は解消するといふように、部落問題を特殊視するのはおかしい、独占の支配を「廢絶」するということを含めて部落解放の課題であるといっています。これは、明確な北原・軸理論の批判として、我々の理論に近づきつつあるといえます。

しかし『部落問題研究』の同じ号にのっている長谷川善計氏の論文では、身分と階級を切りはなし、部落差別とその他の差別を区別し、特殊化しています。しかし、現実の社会の中で、身分と階級をそのようにすすきとわけることができるのでしょうか。こうした意見は、金はあるが差別はい

やだという部落の上層意識を反映しているといえます。

このように、同じ国民的融合論といっても、①北原泰作・榊利夫理論(従来の馬原鉄男氏)②長谷川善計氏や近年の馬原氏、③河村望氏や中川信義氏の意見、というように大きく三つの流れがあります。この三つの流れの違いに注目し、相互の意見の違いを明らかにしながら批判していくことが、これからの国民的融合論との論争では大事です。一致点を拡大していくことにならぬと思えます。

簡単ですが、以上で報告のまとめにかえさせていただきます。